



山形県公報

平成25年1月18日(金)
第2411号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地方税の収納の事務の委託……………(税政課)…21
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課)…22
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同)…23
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同)…同
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課)…同
- 種畜証明書の交付……………(畜産課)…24
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課)…同
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課)…25
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課)…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課)…同
- 同……………(同)…26
- 同……………(同)…27
- 同……………(同)…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(同)…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課)…28
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同)…29
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課)…同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課)…30

## 告 示

### 山形県告示第33号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 委託した収納事務

県税(法人の県民税、県民税の利子割、法人の事業税、個人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉾区税、狩猟税、産業廃棄物税、料理飲食等消費税及び特別地方消費税に限る。)に係る徴収金の収納事務

## 2 受託者の名称及び所在地

| 名 称               | 所 在 地                    |
|-------------------|--------------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社  | 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号        |
| 株式会社山形銀行          | 山形市七日町三丁目1番2号            |
| 国分グロースーズチェーン株式会社  | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号         |
| 株式会社ココストア         | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号       |
| 株式会社ココストアイースト     | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号         |
| 株式会社サークルKサンクス     | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地          |
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南一丁目8番27号          |
| 株式会社スリーエフ         | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        |
| 株式会社セイコーマート       | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地    |
| 株式会社セーブオン         | 群馬県前橋市亀里町900番地           |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 株式会社デイリーヤマザキ      | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社        | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地        |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |

## 3 委託期間 平成25年1月1日から平成27年12月31日まで

## 山形県告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日     |
|-----------|---------------|------------|-----------|
| アースサポート酒田 | 居 宅 介 護 支 援   | 酒田市末広町5番2号 | 平成24.12.1 |

|                |                     |                  |   |            |
|----------------|---------------------|------------------|---|------------|
| 居宅介護支援事業所 それいゆ | 居 宅 介 護 支 援         | 米沢市徳町225番地の1     | 同 | 12. 18     |
| ケアセンターとこしえ陵南   | 介護予防小規模多機能型居宅介護     | 寒河江市内の袋一丁目2番地の12 | 同 | 12. 26     |
| ジョイリハ山形中央      | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市若葉町12番19号     |   | 平成25. 1. 1 |

### 山形県告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ケアステージとこしえ中ノ目  
南陽市中ノ目847番地14
- 届出の内容

| 指定介護機関の名称     |               | 変更年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 変 更 前         | 変 更 後         |            |
| ケアセンターとこしえ中ノ目 | ケアステージとこしえ中ノ目 | 平成19. 4. 1 |

### 山形県告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地  | 休止年月日        |
|--------------|---------------|-------------|--------------|
| 株式会社エスケアサービス | 居 宅 介 護 支 援   | 山形市桜田南2番24号 | 平成24. 12. 21 |

### 山形県告示第37号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                  | 指定年月日        |
|--------------------------------|------------------------------|--------------|
| 社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市泉町5番30号 | 鶴岡市障害者相談支援センター<br>鶴岡市泉町5番30号 | 平成24. 11. 30 |

**山形県告示第38号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種      | 名 前                                    | 飼 養 者         |                        |
|-------------|-------|----------|----------------------------------------|---------------|------------------------|
|             |       |          |                                        | 住 所           | 名称（氏名）                 |
| 31206990001 | 豚     | バークシャー種  | ピーターラッド<br>アンバサダー2<br>ヤマガタ 4 -<br>1565 | 酒田市浜中字八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206990002 | 豚     | デュロック種   | ゼンノー シモフ<br>リ ヤマガタ 3<br>0003           | 酒田市浜中字八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206990003 | 豚     | 大ヨークシャー種 | シズ トミチク<br>ヤマガタ 1 -0008                | 酒田市浜中字八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |
| 31206990004 | 豚     | デュロック種   | ゼンノー シモフ<br>リ ヤマガタ 3<br>0007           | 酒田市浜中字八<br>窪1 | 山形県農業総合研究センター<br>養豚試験場 |

**山形県告示第39号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                        |
|-------------------------------|------|-----------------------------------|----------------------------|
| 山形市香澄町一丁目20番33から<br>同 20番34まで | 旧    | 20.9 <sup>メートル</sup><br>}<br>19.4 | <sup>メートル</sup><br>}<br>13 |
| 山形市香澄町一丁目20番28から<br>同 20番5まで  | 新    | 27.7 <sup>メートル</sup><br>}<br>26.0 | 同 上                        |

**山形県告示第40号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市香澄町一丁目20番28から  
同 20番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月18日

**山形県告示第41号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 泉田新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 新庄市十日町字中道415番8から<br>同 北町347番2まで | 旧    | 11.5メートル<br>}<br>6.5  | メートル<br>63 |
| 同 上                             | 新    | 18.0メートル<br>}<br>10.5 | 同 上        |

**山形県告示第42号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年1月18日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 泉田新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市十日町字中道415番8から  
同 北町360番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月18日

**山形県告示第43号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町大字佐野原地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年9月25日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

**山形県告示第44号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類  
鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引都市計画区域及び温海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 追加する部分  
鶴岡市西荒屋字花ノ木、滝沢字村東、字水尻、字村下及び字村尻、上山谷字村下、字外川原及び字村尻、金

谷字北田、字大沢及び字村東、谷定字白山、字宮下、字伊勢堂、字十二林及び字村東、大川渡、谷地興屋、下中野目、野田目、越後京田、藤岡、須走、三和、蛸井興屋、上中野目、平足、川尻、工藤、無音、藤島関根、楨、長沼、荒俣、柳久瀬、荒俣字谷地田、字鷺沼、字小糠田、字仲川原、字上川原、字村東、字道地、字畑田及び字下川原、添川字下川原、字壺本木、字杉山、字馬洗田、字入子田、字頭無し、字宮田、字新地、字八幡西、字新田、字火渡、字中山及び字西山、鷺畑字道合、字腰巻、字佐渡端、字高堤、字上佐渡端、字中島、字樋掛、字竹ノ花、字柳田、字山野腰及び字新田、東堀越字桔梗出、字人足田、字中田、字柳葉、字松葉、字谷地田、字水上、字山海、字五福、字角崎、字千刈、字土井ノ内、字下沖、字横枕、字馬ノ口、字山ノ上及び字東谷地田、羽黒町市野山、羽黒町増川新田、羽黒町野荒町、羽黒町十文字、羽黒町戸野、羽黒町中里、羽黒町町屋、羽黒町染興屋、羽黒町川行、羽黒町金森目、羽黒町小増川、羽黒町野田、羽黒町仙道、羽黒町後田、羽黒町高寺、羽黒町猪俣新田、羽黒町昼田、羽黒町狩谷野目、羽黒町三ッ橋、羽黒町細谷、羽黒町赤川、羽黒町松尾、羽黒町石野新田、羽黒町馬渡ノ内下、羽黒町富沢、羽黒町押口、羽黒町黒瀬、羽黒町松ヶ岡、羽黒町荒川、羽黒町川代字下川代、字真木森、字向山、字川代山及び字八森、羽黒町玉川字中国見、字玉川、字段之越及び字北林、羽黒町大口字木戸口、字宮ノ下、字卯之沢、字柴橋、字数古ノ前及び字川之上、羽黒町坂ノ下字上堰及び字田中、羽黒町荒川字道見、羽黒町上野新田字中台、字大豆倉、字七枚田、字三反割、字東八番、字西八番、字上台、字段之松及び字二反割、田代、馬渡、丸岡字備前、黒川字椿出、字上の山、字春日山、字宮の下、字橋本、字滝の上、字小在家、字盾、字仲村、字成沢、字大杉、字大杉川原及び字漆原、西荒屋字蕨野、字柳沢、字内山及び字外山、板井川字村西、松根字上松根、字中松根及び字下松根、中野新田、下名川字落合及び字村下、熊出字岡村、字沖田、字黒沢、字下村、字十五前、字長表、字東村、字日鑑、字水無川前、字五福田、字栗山及び字仲台、越中山字西田、字立岩及び字谷口並びに東岩本字漆原、字沖田、字北野、字田中、字野中及び字内野地内

## (2) 削除する部分

なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成25年1月18日から同年2月1日まで

(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

## 山形県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類

鶴岡都市計画区域区分

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分

なし

(2) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分

鶴岡市覚岸寺字水上地内

(3) 市街化区域に決定する部分

鶴岡市藤島字前野、字西細杖、字中細杖、字西川原、字四ツ屋、字村前、字矢立、字古楯跡、字笹花、字鶴巻、字村東、字山ノ前、字新山ノ前、字向楯跡及び字川向、上藤島字鑑田畑、字備中下、字三文字、字街道西、字六所畑、字村東及び字上川原、古郡字中田、字杉ノ崎及び字道橋、藤の花一丁目、藤の花二丁目、藤浪一丁目、藤浪二丁目、藤浪三丁目、藤浪四丁目、藤浪五丁目、温海字温海、字荻田及び字越路、湯温海字湯之尻、字紅葉岡、字湯之里、字湯温海、字湯見ヶ代及び字嶽之腰並びに鼠ヶ関字横路、字興屋、字原海、字中道及び字奥田地内

(4) 市街化調整区域に決定する部分

鶴岡都市計画区域から市街化区域、市街化調整区域及び(3)の市街化区域に決定する部分を除いた部分

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成25年1月18日から同年2月1日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第46号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 藤島都市計画道路  
(2) 名 称 3・4・6号藤島下町線及び3・5・1号藤島駅笹花線

## 2 都市計画を決定する土地の区域

## (1) 3・4・6号藤島下町線

- イ 追加する部分 なし  
ロ 削除する部分 鶴岡市上藤島字鑑田畑、藤島字川向、字向楯跡及び字西川原並びに平形字高畑地内

## (2) 3・5・1号藤島駅笹花線

- イ 追加する部分 なし  
ロ 削除する部分 鶴岡市上藤島字鑑田畑並びに藤島字川向及び字古楯跡地内

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成25年1月18日から同年2月1日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

## 4 その他

この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第47号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類

余目都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし

## 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成25年1月18日から同年2月1日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに庄内町役場

## 4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第48号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画道路

(2) 名称 3・4・2号東泉町古湊線及び3・4・12号大浜日吉町線

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 元屋敷－1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 元屋敷－2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 元屋敷－3       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 元屋敷－4       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 二ツ森－1       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 二ツ森－2       | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－1      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－2      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－3      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－4      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－5      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－6      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－7      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－8      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 梅ヶ平山－9      | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 六角－1        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 六角－2        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 狸森－1        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |
| 狸森－2        | 別紙図面のとおり | 地すべり                |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 飛岩  | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 境－1 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 境－2 | 別紙図面のとおり | 地すべり    |
| 小穴1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小穴2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金瓶  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 小穴1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 小穴2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 金瓶            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第51号

次の開発行為は、完了した。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年12月26日 指令村総建第5031号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字長崎字南浦3070番7
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
尾花沢市大字朧気661番地の5  
株式会社東北アメニティハウジング

## 公 告

特定調達契約に係る落札者の相手方を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年1月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム再構築に係る開発運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総務厚生課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成24年12月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 落札金額 1,255,129,050円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年11月6日